

令和5年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会議事要旨

1 日 時 令和5年4月17日（木）午後7時～午後8時40分

2 場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 欠 席 なし

4 議事録（概要）

（事務局）

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員全員に御出席いただいておりますので、選定等委員会規則の開会要件を満たしていることを報告いたします。

本委員会は、委託事業者を選定・評価するという性質上、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、委員のお名前などの個人が特定できる情報は公表しないものとしていたします。また、委員会の議事につきましては、委員名を伏せて会議録を作成し、市のホームページで公開することになりますので、よろしく願いいたします。なお、議事作成のために録音しておりますが、御了承をお願いいたします。

続きまして、本委員会の委員長を選任させていただきたいと思っております。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則では、委員長は委員の互選により決めることとなっております。

<全員一致で委員長及び副委員長を選任>

（事務局）

それでは、以後の進行は委員長に代わらせていただきます。

（委員長）

本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

<委員会の設置根拠、担当事務等について説明>

（委員長）

事務局から資料の説明がありました。委員の皆様からの質問はありますか。

<なし>

（委員長）

それでは、事務局から提案のあった仕様書等の審議に入ります。まず、（1）業務委託

共通仕様書について説明をお願いします。

(事務局)

今年度の3か所の育成室運営業務委託に関しまして、今後、委託事業者をプロポーザル方式によって公募することになりますが、公募に当たっての仕様書等を、委員会で御審議いただくことになります。

1ページ目、「業務目的」、「対象児童及び定員」、「業務実施に関する基本的な事項」等を記載しています。育成室の運営における条件については、直営育成室と変わりはありませんが、「4 開室時間」におきまして、現在14か所の委託育成室における開室時間は、延長保育を含めると午後7時までとなっており、直営育成室よりも30分長い状況です。更には、令和3年度からモデル事業として、現在では、令和5年度から業務委託により運営開始している2か所を含めて、11か所の育成室で夏休みなど学校の長期休業期間中の開室開始時間を午前8時からとしており、(2)小学校の授業のない月曜日から金曜日に記載のとおり、今年度公募を実施する育成室についても、同様に午前8時からの開室を条件としたいと考えています。

2ページ目、指導員の配置等について、条件を記載させていただいています。配置基準につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて配置していただくこととなり、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、その内の1人以外は補助員に代えることができます。これは、直営育成室と同様の基準配置となり、加えて、担任の内1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育園等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。続いて、主任指導員については、育成室を円滑に運営する上で、連絡体制を明らかにしておくために1人配置することとしています。なお、その主任指導員については、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

2ページ下段から5ページ上段までの「7業務内容」につきましては、大前提として、厚生労働省において策定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や本市条例はもとより、放課後児童クラブの運営主体及び実践者向けに策定された放課後児童クラブ運営指針及びその解説書の内容と現場育成室の状況を十分に理解した上で業務を遂行していただくこととなります。その上で、仕様書(案)に記載していますとおり、児童の健康管理や適切な遊びの指導などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」等を行っていただくこととなります。

その他、おやつに関しましては、事業者が提供するに当たって、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルゲンの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費については、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告、学級懇談会については、各学期1回程度開催することとし、希望する保護者を対象に個人懇談会を開催し、保護者の方との丁寧な連携を求めること、学

校や地域との連携を図ることの義務付けや市が指定する行事についての継続実施など、各項目について具体的に記載しています。

3ページ目、(2) 事業の運営に関する業務についてですが、「イ 児童の安全確保(エ) その他、市に提出する安全計画に基づく児童の安全確保に関する取組を実施すること。」を新たに追記しました。認定こども園における送迎バス内での置き去り事案などを背景として、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されました。改正に当たっては、放課後児童クラブにおいては、令和5年4月からは努力義務として、令和6年4月からは義務化され、利用する児童の安全を確保することを目的とした取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない、とされており、設備の安全点検実施に関することや、施設内外での活動、取組等においても安全確保ができるために行う指導に関する事、指導員等従事者に対する研修や訓練に関する事などを計画的に行うことが求められています。同様の趣旨で変更したものが5ページ「(3) 各種書類の作成、提出、保存ア市に提出するもの(ア)」に安全計画書を追記しています。

4ページ目、「エ 保護者連絡等(イ) 保護者との連絡手段の確保」を追記しています。昨年度は、保護者の負担軽減につながる提案の一つとして評価項目としていましたが、直営育成室においてもパソコンの配備や吹田市内全育成室の指導員に対して公用スマートフォンを保護者との連絡ツールとして配付したことなど、本市においても一定ICT化を進めており、また、今後も入退室管理システムの更新などを推進していくことも踏まえて、新たに仕様として取り入れたいと考えています。

5ページ目、「(3) 各種書類の作成、提出、保存 ア 市に提出するもの」に(ク) 業務運営状況報告書を追記しました。昨年度まで各委託育成室運営に係る決算書の提出を事業者に求めていたところ、本市において、令和4年度に運営業務委託料に残金が発生した場合に、その返還を求めることを趣旨とした住民監査請求がありました。結果、本請求は棄却されたものの、その結果を受けて、決算書の在り方を見直し、決算書という形で経費だけを詳細に確認するよりも、運営業務実施状況報告書として、実際の事業者や指導員の状況など多面的に把握することで、より事業運営の安定性の確保や保育の質の向上を図る上で有用的であると考えています。

「8安全衛生等」につきましては、2段落目「更に」以降において、新型コロナウイルス感染症が2類から5類になることを受けまして、新型コロナウイルス感染症に限らず、その他感染症等によって育成室運営を継続できなくなることを防止することを目的に変更しています。また、検便の実施については、事業者の責任の下で行い、必要に応じて結果の報告を求めることとしました。

6ページ目、委託料の支払につきましては、3年間月払で36か月分、総額で契約を締結しようと考えており、業務及び費用の分担区分につきましては、8ページ及び9ページの別表のとおりとなっています。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

事業者が直接徴収するおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合、会計収支の報告をするということですが、求めがあった場合だけする、常に収支報告するわけではないということですか。

(事務局)

仕様書上は、求めがある場合としていますが、これは詳細に求める場合という意味で、少なくとも、例えば年に2回の中間報告、全体報告などは最低限必要なこととして、求めがなくても報告するように、仕様書外の話にはなりますが、別途お願いしているところがあります。その上で、更に詳細な状況の報告が求められれば、報告するよう周知しているところがあります。

(委員)

仕様書に書いてもいいと思いますが。

(事務局)

検討したいと思います。

(委員)

4ページ目の網掛けで追加された保護者との連絡手段の確保について、直営育成室では公用でパソコンやスマートフォンを準備されたということですが、各委託育成室については、事業者ごとで工夫するようということですか。

(事務局)

スマートフォンについては、公用として委託事業者にも市からお配りしています。

(委員)

4ページ目、オ 学校及び地域との連携（イ）の「いじめや虐待等児童の状況について」ということですが、「等」とあるので、他のことも含まれていると思いますが、学校との連携に関して、いじめや虐待だけがピックアップされているように感じるので、例えば、児童の発達状況なども含めて、幅広い表現にできないかと思いました。

(事務局)

確かに仕様書では、情報の共有については記載されていますが、児童に対する理解を共有することまでは表現されていないと感じました。その辺りが伝わるような言葉の表現を検討したいと思います。

(委員)

いじめや虐待等と書いてあると、何か重大なことだけ積極的に共有するようにと捉えられないかと感じました。いじめや虐待に限らず、育成室でしか見せない子供の姿があります。そういった情報を共有していただくと、学校でもできる配慮がありますし、いじめの概念がすごく大きく広がっている中、児童間の関係性についても、学校と共有しておく

と互いにありがたいことはたくさんあるので、学校とも日常的な連携をしてほしいということが伝わる表現にしてもらえたらと思います。

(事務局)

いじめや虐待だけでなく、例えば、日常の様子という表現のように、日常の分を含める方がいいと思いましたので検討したいと思います。

(委員)

小学校の授業のない日の開室時間について、今回の仕様書では午前8時からにすることですが、他の委託育成室では、令和5年4月からは全て午前8時からになっているのでしょうか。

(事務局)

あくまで今後募集するところは8時開室ということですので、この仕様書によって、既存の全ての育成室が8時開室になるというものではございません。ただ、8時開室については、事業者に対して積極的な実施を働きかけており、体制など準備が整った育成室から順次開始しているところです。

(委員長)

委員の皆様のご意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局から、これまでの意見を踏まえた上での変更点等があれば説明をお願いします。

(事務局)

一点目、保護者から徴収する費用に対するの収支報告について、保護者からの求めがなくても、一定の報告を行うような表現を検討します。

二点目、学校との連携については、指針を確認した上で、仕様書に更に含めるべきか検討します。

(委員長)

では、次に次第(2)受託事業者共通募集要領について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1 ページ目、「2 業務概要」について、業務実施場所は、千二育成室、江坂大池育成室及び青山台育成室としています。青山台育成室につきましては、現在業務委託契約を締結しているところですが、令和5年度末をもって5年の契約期間満了となり、その後、契約を更新しない旨を事業者を確認したため、今年度に募集するものです。(1)の注釈3つ目、応募に際しては、対象育成室の見学会を開催しますので、これに必ず参加して、児童の普段の様子等の観察や指導員への質疑等を行い、運営状況をあらかじめ把握しておくこととしています。(3)契約期間について、今年度の10月から6か月の期間内に、引継ぎを含めた合同保育を実施することとしています。また、「3 業務準備期間及び契約の締結等」ですが、(2)引継ぎを含めた合同保育という項目内、アには選定事業者決定後に、

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定を締結すること、イには引継保育を実施する際には、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託における引継保育補助金要領を参照することとしています。引継ぎに係る期間を最大で6か月確保することによって、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分けて、その期間においては、連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎが実施できると考えています。

また、引継保育の期間については、20日以上かつ80時間以上という要件を基本とし、要配慮児の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に、次年度4月から、事業者が円滑に運営する上で必要となる引継ぎを実施し、その実績に応じて事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定職員については、十分な引継ぎを受けていただくことを狙いとしています。

次のウ及びエには引継ぎの方法や最低限受けていただきたい引継時間を記載しています。

次の「4 参加資格要件」については、(2)に記載の保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。また、(3)で現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急のトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。(4)には「2 業務概要」でも御説明させていただきました、対象育成室での見学会に参加していただくことを記載しています。

「5 引継保育に係る補助金」については、補助金に係る概要を記載させていただいており、事業者からの交付申請に基づいて、引継保育完了後に実績に応じた補助金を交付することを記載しています。

次の「6 委託料」については、各育成室の支援の単位数(教室数)と見積上限額、障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの加配配置要員に伴って加算する上限額、委託料の決定と支払時期について記載しています。

「7 選定方法」については、一次審査は書類審査となっており、各委員に応募事業者から提出のあった事業実施計画書を評価していただきます。5行目後半、「ただし」以降に今回新たな内容として追記したいと考えています。昨年度から育成室を更に8か所程度、委託拡大することとしましたが、昨年度の公募においては、2か所の育成室の公募に対して、7者が二次審査の対象となりました。審査では、限られた時間での実施となり、また、委員にも長時間の御負担をおかけする結果となりました。応募事業者にとっても十分な提案時間を確保するためにも、一次審査の段階で足切りを設けたいと考えています。二次審査につきましては、事業者によるプレゼンテーションと、各委員から事業者へのヒアリングを通して採点していただきます。採点、得点化については、(ア)出席委員の半数以上から採点合計が650点以上、(イ)出席委員の採点の内、最上位と最下位の採点を

除いた採点合計の平均が650点以上、(ウ) 評価項目3「留守家庭児童育成室の運営方針について」と評価項目8「職員体制について」の各審査基準で、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていないこと、(エ)(ウ)で説明した項目以外の各審査基準で出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていないこと、これら全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

イについては、会計項目の審査方法となっており、最終的にはア及びイのいずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定します。また、ウの2行目以降は、1位と順位付けした委員数が同数であった場合の選定方法を明記しています。

8ページ目、「11 応募期間等」については、4月27日(木)から5月26日(金)までを募集期間とし、質問票の受付は5月12日(金)まで、翌週5月17日(水)に回答をしたいと考えています。

次の「12 一次審査」は、6月24日(土)、結果通知については、同月27日(火)を予定しており、「13 二次審査」については、7月8日(土)、結果通知については、7月14日(金)を予定したいと考えています。

9ページ以降については、事業者から提出してもらう書類の様式となっています。様式第1号については、参加表明書となっており、応募する育成室ごととなっています。第2号については事業実施計画書、第3号については、今回新たに様式として定めたいと考えているもので、評価項目と事業者から提出のあった資料の該当ページを対応表としてお示しし、審査の際に各委員に活用していただきたいと考えています。

説明は以上でございます。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

様式第3号の、評価項目の4番、支援を要する児童の受入れについて、審査基準では障がい児に関するところがあるが、支援を要する児童という表現にならないでしょうか。

(事務局)

障がい児等支援を要する児童についてというように、例示的にお示しするのはいかがでしょうか。障がいの有無だけで判断しているわけではなく、発達の遅れがある場合も対象になっています。支援を要する児童という表現だけではイメージしづらいのではと考えています。

(委員)

教育現場では、障がい児という表現をあまりしないので、違和感がありますが、一般的にそちらの方が理解しやすいということであれば、いいと思いますが、他の委員の御意見もお聞かせいただければと思います。

(委員)

障がい児という言葉そのものについても一つあるのかとされていて、他の箇所では、障がい児という表現ではなく、障がいのある子供という表現にしている。表現を揃えてもいいのではないかと思います。

(事務局)

障がいのある子供、もしくは障がいや発達など、障がい児という表現を避ける形で考えたいと思います。

(委員)

様式第4号の1収支計画書、支出項目に諸経費と事務経費という項目がありまして、この違いが少し分かりにくいような気がしています。そうなること応募事業者で判断して、統一感のない形で提出されるのではと感じました。ですので、おそらく他の育成室の状況とかなを見ると想定される経費の内容などが分かると思うので、分かりやすい形での表現が望ましいと感じました。

(事務局)

おっしゃるとおり、事業者ごとに考え方も変わってくると思うので、各項目にどういった内容を記載したらよいのか、具体例を記載したいと思います。

(委員)

今回、一次審査で足切りを設けられたということで、どのような基準で足切りをされるのかが気になります。一次審査が書類審査ということで、立派な書類を作成しても、二次審査でプレゼンを聞くと、評価が悪くなる場合もありますし、その逆も当然あります。各事業者が整った提案書類を提出して初めて書類審査は成り立つと思うので、一次審査で足切りをする以上は、しっかりと審査ができるように、各事業者が整った書類を提出できるように、どのように配慮されているのでしょうか。

(事務局)

記載がないため審査できないということを避けるため、様式第3号で示したように、事業実施計画書と評価項目の対応表を今回から準備しております。これにより評価項目を強調することによって、事業者からの事業実施計画書のレベルを引き上げた上で審査できればと考えています。

(委員)

書類審査で足切りを行う以上、事業者には評価項目を理解した上で書類を提出するよう周知をお願いします。

(委員長)

委員の皆様のご意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点等があれば説明をお願いします。

(事務局)

1点目、審査基準の障がい児という表現を避け、別の表現を検討します。

2点目、様式4号の1収支計画書の諸経費、事務経費の例示を記載します。

3点目、こちらは資料の修正はありませんが、応募事業者に対して、評価項目を十分理解した上で、事業実施計画書を作成するように、周知を心掛けたいと思います。

(委員長)

では次に受託事業者選定に係る評価項目及び基準について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

資料3 23ページ目、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準について、一次審査用の評価項目と審査基準を表にしています。審査基準については、審査の視点と一番右には配点を記載しています。項目といたしまして、「1応募動機について」45点、「2法人の活動実績・理念等について」115点、「3留守家庭児童育成室の運営方針について」は、「児童の健全育成に対する取組や方針」について240点、「保護者との連携」について90点、「学校及び地域との連携」について45点の計375点、「4支援を要する児童の受入れについて」90点、「5児童虐待への対応について」75点、「6緊急時の連絡体制、安全対策について」60点、「7守秘義務、個人情報の取扱いについて」60点、「8職員体制について」180点の計1,000点満点となっています。

次の29ページ目、二次審査用の評価項目と審査基準について、事業者にプレゼンテーション、ヒアリングを行った上で評価していただきます。基本的には一次審査用の項目と大きな変更はございませんが、「2法人の活動実績・理念等について」という項目の配点を115点から85点とし、その30点分を、34ページにございます「9提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について」という項目に配点して1,000点満点としています。

次に35ページ目、「二次審査用（会計項目）」は、「10収支計画書について」は、委託料の収支計画書と保護者から実費徴収するおやつ代・教材費等の収支計画書を合わせて70点、「11法人の経営基盤について」として30点の計100点満点としています。

変更点につきましては、配点はそのままでありますが、文言の修正等を行った箇所がございます。23ページを御覧ください。評価項目「1応募動機について」の「応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか」、1つ目、「吹田市内や応募する育成室のある校区内に事業所及び運営する施設が存在するなど、吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。」です。二次審査用の該当箇所については29ページになります。「吹田市内や応募する育成室のある校区内に事業所及び運営する施設が存在するなど」という文言を追記しました。「吹田市に根ざしている事業者」をより分かりやすくするために追記したいと考えています。

次に25ページを御覧ください。「3留守家庭児童育成室の運営方針について」、【児童の健全育成に対する取組や方針】の「放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか」の二つ目です。「仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽

減につながる提案があるか。(法人のノウハウを生かした学習活動や取組、1日保育時の昼食提供など)」としています。二次審査用の該当箇所は31ページとなります。昨年度に追記させていただき、「保護者との連絡機能を備えたシステムの導入」につきましては、直営育成室において、今年度中にシステム導入を行うことを踏まえ、事業者からの提案内容ではなく、仕様として取り入れることで委託育成室としても一定の水準で運営を行ってみたいと考えています。

最後に35ページ二次審査(会計項目)を御覧ください。「10収支計画書について」、「事業費の積算が合理的か」ですが、この項目からは、「人件費に80%以上の割当てがあるか」という項目がありましたが、今後の事業者職員の昇給等も考慮すると実態に即していないところもあり、人件費の割合だけをもって運営を評価するのではなく、具体的な職員の配置人数や職員体制に対する事業者の考え方などを確認していくことで評価していきたいと考えています。

36ページには採点の基準を記載しています。5段階評価を基本としていますが、審査の公正性及び、公平性を確保するために1及び5という評価を加える場合は、その理由を具体的に記載してもらいます。

一次審査、二次審査の選定方法につきましては、募集要領での説明と重複しますため、割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

(委員長)

それでは、委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

23ページの応募動機について、吹田に根差していることを特に強調するために、「吹田市内や応募する育成室のある校区内に事業所及び運営する施設が存在するなど」と追記されたということですが、このまま読むと、応募する育成室のある校区内は吹田市内ですから、「吹田市内に事業所及び運営する施設が存在する」などで、意味は通じるのではと思います。ただ、おそらく、こう追記されたのは、吹田市内に事業所があり、更に校区内に施設があればもっといいよねってという意味かと思いますので、上手に表現できたらいいかと思います。

(事務局)

事業所にとっても分かりやすい表現の方がいいかと思いますので、修正したいと思います。

(委員)

先程の質問と関連して、事業所の位置についてですが、応募動機としては、吹田市内に根差しているかということですが、26ページの「緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事務所があるか」についても吹田市内でと考えてよろしいですか。応募動機については、吹田市外に事務所があれば加点对

象にはならないということですよ。茨木市との境目で茨木市側に事業者があり、5分で当該育成室に訪問できたとしても、駄目ということで判断してよろしいですか。

(事務局)

応募動機については、地域に根差したという項目になりますので、吹田市内というくくりになりますが、緊急時に訪問できるかは、物理的な距離と考えていますので、吹田市内には限りません。

(委員)

ICT化の話がありましたが、評価項目の文言を見ていると、ICT化を進めていくとうたっているわりには、そういった言葉が、あまり出てきていないと思います。例えば、保護者との連携のところで、連絡帳やおたよりは紙ベースが基本になると思いますが、この辺りにICTを活用できるかというような視点で文言を入れることができますか。

(事務局)

連絡帳などをICT化するという試みはあり得ると思っています。今回の仕様書の変更はあくまで、直営で今回導入していくシステムがありますので、最低限、その水準を求めるものと考えています。直営において連絡帳などをICT化していくことになれば、仕様書に反映させないといけません、まずは、今一番ニーズのある、欠席や出席の連絡は必須にしたいと考えています。あともう一つは、Wi-Fiなどの環境整備については、市としても検討する必要があり、事業者に対して多くを求めにくいところもございます。

(委員)

委託して運営に問題がなければ、数年間はその業者が受託することになると思うので、将来進むであろうICT化に対応できるのかというような視点、具体的に入れるとしたら保護者との連携や個人情報の関係など、何かそういったものがあっても時代的にはおかしくはないと思います。学校現場ではコロナの影響もあって、1年間でタブレットが配備されて、突如ICT化が進んだという状況もあります。今後運営していく事業者がICT化に対応できるか、委員が評価をする時に事業者への質問としてあるかと思いますが、どこかに記載できるのであれば、将来を見据えるという意味で記載があってもいいと思います。意見としてお伝えいたします。

(事務局)

事業者としてもシステムを導入するには経費もかかります。今後どれぐらいのものを求めていくかは、現状の委託料の範囲内でできる限りのことはしていただきたいと思っています。確かに既に独自にタブレットを導入して、そろばん教室を実施している事業者もあります。そういう独自の取組ができるかは、ヒアリングで聞いていただきたいと思えますし、評価項目の独自の取組に、何かICTという表現を含めたいと思います。

(委員長)

委員の皆様の意見がある程度出揃いましたので、取りまとめを行います。事務局から、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いします。

(事務局)

1点目、応募動機について、市内と校区内の違いをわかりやすく表現します。

2点目、ICT化につきましては、「放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか」の「仕様書を満たした上で保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減に繋がる提案があるか」というところで、ICTの活用などという文言の記載を考えます。

(委員長)

それでは、これで次第の1から3までの事務局からの説明のあった変更点を修正して、共通仕様書、募集要領、評価項目を完成させたいと思います。修正後の共通仕様書、募集要領、評価項目については、私に一任していただき、委員長の下承をもって決定としてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

それでは、そのようにいたします。

最後にその他の案件に移ります。事務局は説明をお願いします。

(事務局)

今回、この場をお借りして委託育成室の評価と検証、委託料の決算書の取扱い、及び、業務実施状況の評価に関する要領の改正について事務局から御提案がございまして、御意見お伺いしたいと思います。

変更点といたしまして、委託育成室の評価・検証につきましては、ホームページ公開資料の統合と再構築を、委託料決算書については、廃止し、業務実施状況報告書を事業者から提出を求めるものです。

委託育成室の評価・検証につきましては、従来は事業者から毎年前年度分の自己採点したチェックシートを提出してもらい、市による検証、委託最終年度には委員の皆様による第三者評価、以降更新があれば最終年度に市による検証と第三者評価を行ってまいりました。チェックシート、検証結果ともに情報が多く、内容が伝わりにくくなっており、公表しているアンケート結果とも情報が重複している点もある状況です。また、検証結果については、第三者評価の項目との関連性も分かりにくく、契約更新後は複数年度まとめたの実施で連続性にも欠けています。留守家庭児童育成室運営業務委託事業者評価シートといたしまして、市で実施している評価と検証結果の統合、再構築をしたいと考えています。1つの書式にまとめることで分かりやすくし、事業者の優れた取組や課題等を明確にできると考えています。また、第三者評価の項目とも統一し、毎年度同レベルの評価を実施していきたいと考えています。事業者に提出を求めているチェックシートについては今回変更いたしません。今後更なる検討を進めていきたいと思っています。

次に、委託料決算書の廃止について、仕様書（案）における事業者から提出を求める書類の変更について御説明いたしましたとおり、昨年度の住民監査請求の結果等を踏まえまして変更したいと考えています。「保育方針と保育目標」、「児童数と教室数」、配置状況や有資格者の状況など「職員体制」、行事やイベント、独自取組の状況などの「保育内容」と、多面的に把握することで、より詳細な状況を確認、事業運営を把握したいと考えています。

最後に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者の業務実施状況の評価に関する要領の改正について、本要領につきましては、第1条（目的）のとおり、委託育成室における運営実施状況の評価、及び3年ないし5年の契約期間満了後に、引き続き当該業務委託契約の継続を希望した際に随意契約の可否の判定を行う場合の評価に関して定めているものとなっています。改正の趣旨としては、別表1評価項目の9にある法人の経営状況について、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会規則第3条第2項に定める委員の皆様の評価していただいていたものを第3号「会計に関し専門的知識又は経験を有する者」のみで評価しようとするものです。また、合わせて、先ほど資料4で御説明させていただきました、決算書の廃止に伴って、評価項目9にあります、「指導員の人件費に対して、適切な委託料の割当てを行い、指導員が継続して勤務することの配慮がなされているか。」という項目を削除するものです。

説明は以上でございます。

（委員）

主に決算書の廃止と会計項目の評価に関するところですが、説明いただいた通り、全体を把握するということが業務実施状況報告書を新たに設けられるということで、趣旨は理解できますし、逆に業務実施状況報告があることで、全体を見ることができると思います。決算書としての数値はありませんが、職員体制や有資格者の配置状況から、人件費についてもある程度読み取れますし、その他にも季節の行事など、数字ではなく文書ではありますが、ある程度こういった行事を行っており、どれぐらいの経費がかかっているのかも把握できると思いますので、特に提案のあった内容に違和感はなかったと思います。

（委員）

チェックシートについては、今回は変更しないが、今後更なる検討を進めていくということでしたので、必要に応じて良いものにしていただければと思っています。

（事務局）

ありがとうございました。委員の皆様からの御意見を基に今後の参考とさせていただきます。

今後のスケジュールについて、案件2募集要領でも御説明させていただきましたが、委員の皆様に影響のある日程だけもう一度御確認させていただきます。

事業者選定等委員会の日程でございますが、一次審査については6月24日（土）、二次

審査については2週間後の7月8日（土）とさせていただきます。時間については、応募事業者数によって変わる可能性がございますため、追って委員の皆様と時間調整をさせていただきたいと考えています。

また、別件となりますが、今年度につきましては、西山田留守家庭児童育成室、東佐井寺留守家庭児童育成室、山三留守家庭児童育成室の評価につきましても予定しています。委員の皆様におかれましては、御多忙の中大変恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（委員長）

それでは以上をもちまして、第1回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を終了します。